

(第1編)

第5章 刑事裁判における弁護、無料法律扶助および翻訳・通訳を受ける権利。

第1節 弁護と無料法律扶助を受ける権利

第118条 ① 処罰対象行為が帰属するすべての者は、その存在を知らされた時から、逮捕またはその他の保全措置の目的となった時から、または、その起訴が取り決められた時から、(訴訟) 行為に介入して弁護権を行使できる。このために、不当な遅滞なく、その者には以下の権利が教示される：

- a) その者に帰属するとされる(処罰対象) 行為、および、捜査(の対象) および責めを帰せられる行為の対象における重要な変更について知らされる権利。この情報は、弁護権を効果的に行使できるように、十分詳細に提供される。
- b) 弁護権を保護するために、充分事前に、いずれにしても、(その者から) 陳述が取られる前に、訴訟行為を調査する権利。
- c) 自己の弁護権行使のために刑事訴訟で法律の規定に従って行為する権利。
- d) 弁護士を自由に任命する権利、ただし、第527条第1項a)の規定を害しない。
- e) 無料法律扶助を要求する権利、そのための手順およびそれを取得するための条件(を知る権利)。
- f) 第123条および第127条の規定に従って、無料で翻訳および通訳を受ける権利。
- g) 望まない場合には沈黙を守る、および、供述しない権利、あるいは、なされた質問のなんらかに答えない権利。
- h) 自分自身に不利な供述をしない権利、および、有罪を自白しない権利。

本項で言及される情報は、理解しやすい平易な言葉で提供される。この目的のために、情報は、その受信者の年齢、成熟度、障害および受信者に提供される情報の範囲を理解する能力の変化を引き起こす可能性のあるその他の個人的状況に適合させられる。

② 弁護権は、捜査される処罰行為の帰属から刑の消滅まで、法律で明示的に規定される制限以外の制限なしに行使される。

弁護権には、自由に任命できる弁護士、またはそれが無い場合は、当番弁護士からの専門的支援が含まれる。この弁護士と、警察官、検察官または司法当局による供述の採取前であっても、個人的に連絡を取り、面談することができる。ただし、第527条の規定を害しない。また、その弁護士は、すべての供述(行為)に、また、(処罰対象) 行為の認知、対峙尋問(careo)および(行為の)再構成手続きに参加する。

③ 訴訟手続きで行為するため、被捜査者は訴訟代理士(*前掲:第57条)によって代理され、弁護士によって弁護されなければならない。これらの者は、自らが任命していなくて、それを要求する場合、また、いずれにしても、そうする法的能力を有していない場合、職権で任命される。

訴訟代理士または弁護士を任命していない場合、それらを任命するよう要求される、

あるいは、(訴訟代理士または弁護士)の任命が要求されても任命されない場合には、訴訟がそれらの者の助言を必要とする段階に達したときに、または、その者たちの行為が不可欠な不服申立てが求められるべきときは、職権で任命される。

④ 被捜査者または被疑者とその弁護士との間のすべての通信は、機密扱いとなる。

この法律で規制される訴訟手続きの実行中に、これらの会話や通信が傍受または検閲された場合、裁判官は録音の削除を命じる、または、取得した書簡を名宛人に引き渡すよう命じる。これらの状況を訴訟手続きの中に記録する。

第1段の規定は、弁護士が捜査中の犯罪行為に関与している、または、被捜査者または被疑者と別の犯罪行為に関与していることを示す客観的徴候の存在が証されるときは、適用されない、ただし、刑務所一般法(Ley General Penitenciaria)の規定を害しない。

⑤ 告発または告訴の受理、および、特定の者に対する犯罪の帰責につながるあらゆる訴訟手続きは、責任があるとされる者に直ちに通知される。

(本条の最終改訂。2015年)

第118条の2 国会議員または上院議員に対して処罰対象行為の責めを負わせるときは、その手順は前条規定と同じとなり、それらの者は前条に定められた条件に基づいて弁護権を行使することができる。ただし、スペイン憲法第71条第2項および第3項の規定を害しない。

(本条の新設。2002年)

第119条 ① 本法第118条の規定に従って、法人が責めを負うべき場合には、第775条に規定される出頭行為は、以下の特則を持って行われる：

a) 呼出しは法人の登記上の住所で行われ、法人に対して訴訟手続きのための代表者一名および弁護士および訴訟代理士を指定するよう要求される、この指定が行われない場合には後者二名は職権で指定されると警告される。代表者が指定されない場合でも、指定された弁護士および訴訟代理士による訴訟手続きの遂行は妨げられない。

b) 出廷は、法人が特に指定した代表者が弁護士を同伴して行われる。かかる代表者が裁判所に出廷しない場合、訴訟行為は法人の弁護士とともに行われる。

c) 裁判官は、責めを負わされる法人の代表者または必要に応じて弁護士に、責めを負わされる行為について通知する。この情報は、書面により、または、提出された告発または告訴のコピーの引渡しによって提供される。

d) 訴訟代理士の指定は、通知目的のために(法人の)住所の表示に代わるものであり、その後の通知行為は、本法が人的性質を付加する通知行為を含んで、指定された訴訟代理士になされる。訴訟代理士が職権で指名された場合、責めを負わされる法人にはその身元が通知される。

(本条の最終改訂。2011年)

第120条 ① 捜査手続きの実施に、または、先行する証拠調べの実施に被捜査者の立ち会いを要求または許可する本法の規定は、常に、法人によって特に指定され、その（法人の）弁護を委託された弁護士を同行して立ち会いできる代表者を（被捜査者として）参照するものと解される。

② 特別に指定された代表者の不出頭は、捜査または先行証拠調べ行為の開催を妨げず、この行為は弁護側の弁護士とともに審理される。

（本条の最終改訂。2015年）

第121条 ある刑事訴訟事件の当事者であるすべての者は、無料の法律扶助を受ける権利が認められていない場合、その者を代理する訴訟代理士の費用、その者を弁護する弁護士の報酬、その請求で報告する専門家の報酬および出廷した証人の（費用等の）補償を、専門家および証人が陳述する際にその請求を行い、裁判官または裁判所がそれを許可した場合、支払う義務を負う。

訴訟中または訴訟終了後にその他の訴訟費用を、その支払いが命じられない場合、支払う義務はない。

無料法律扶助を受ける権利が認められている者は、自分で選んだ弁護士や訴訟代理士を利用することができる、しかし、この場合、その者は、当該権利が認められていない者について規定されるように、弁護士および訴訟代理士に報酬や手数料を支払う義務がある。ただし、自由に選ばれた（当該）専門職が、無料法律扶助法(Ley de Asistencia Jurídica Gratuita)第27条に定められた条件に基づいて報酬または手数料の受領を放棄する場合を除く。

（本条の最終改訂。2009年）

第122条 公用紙(*papel de oficio)が、軽罪についての裁判および刑事訴訟事件で使用される、ただし、費用支払いに関する裁定がある場合、関連する（費用）払い戻しを害しない。

（訳者注：papel de oficio（公用紙）とは、印紙税（支払い）を含む特殊な用紙で、裁判または行政手続き請求に使用された用紙である。この制度は、1998年に廃止された。）

第2節 翻訳と通訳を受ける権利。

第123条 ① スペイン語または訴訟行為が行われる公用語を話せない、または、理解できない被疑者または被告人は、次の権利を有する：

a) 警察または検察官による尋問およびすべての裁判官/裁判所の審問を含み、通訳者の立ち会いが必要なすべての手続きの中で、理解できる言語を使用する通訳者の支援を受ける権利。

b) 弁護士との会話、その後の尋問や供述の採取に直接関係する会話、または、不服申立ての提出またはその他の訴訟上の申請に必要な会話において通訳者を利用する権利。

- c) すべての口頭審理裁判の訴訟行為の通訳を受ける権利。
- d) 弁護権の行使を保証するために基本的な文書の書面による翻訳を受ける権利。いずれにしても、被疑者の投獄を取決める裁定、起訴状および判決（書）は、翻訳されなければならない。
- e) ある文書が必須とみなされるために、理由付き申請書を提出する権利。

これらの権利の行使により生じる翻訳および通訳の費用は、訴訟の結果にかかわらず、主管庁が負担する。

② 同時通訳サービスが利用できない場合、前項の c) に記載される口頭審理裁判の訴訟行為における通訳は、被疑者または被告人の防御を十分に確保できるような方法で逐次通訳を使用して行われる。

③ 第 1 項の d) の場合、被疑者または被告人が責めを帰される事実を知るために必要ではないと裁判官、裁判所または権限ある公務員が判断する基本的文書の数節の翻訳は見送ることができる。

例外的に、次の方法で被疑者または被告人の防御が十分に確保される場合には、文書の書面による翻訳は、文書の内容を理解できる言語で口頭で要約したものに置き換えることができる。

④ 翻訳は合理的な期間内に行われなければならないが、裁判所、裁判官または検察官によって（翻訳が）取り決められるときから、適用される訴訟上の（各種）期限は中断される。

⑤ 通訳者の支援は、ビデオ会議またはなんらかの電気通信手段によって提供することができる。ただし、被疑者または被告人の権利を保護するため、裁判所、裁判官または検察官が、職権で、または、利害関係者またはその弁護人の要請により、通訳者の物理的な立ち会いを取決める場合を除く。

⑥ 口頭または手話の通訳は、第 1 項の b) に規定されるものを除き、元の陳述と通訳の音声・映像の記録によって文書化することができる。ある文書の内容の口頭または手話で翻訳した場合、翻訳された文書のコピーと翻訳の視聴覚記録が調書に添付される。録音機器が利用できない場合、または、録音機器が適切または必要でないとされる場合、翻訳または通訳、および、必要に応じて元の陳述は書面で文書化される。

（本条の最終改訂。2015 年）

第 124 条 ① 法廷翻訳者または通訳者は、所管官庁が作成したリストに掲載される者の中から任命される。例外的に、翻訳者または通訳者の緊急の立ち会いが必要であり、所管官庁が適宜作成するリストに登録された法廷翻訳者または通訳者が出廷することができない場合は、前条第 5 項の規定に従って、使用される言語に精通し、そのようなタスクを実行する能力があるとみなされる者を、一時的通訳者または翻訳者とすることができる。

② 任命された通訳者または翻訳者は、提供するサービスの秘密性を尊重しなければならない。

③ 裁判所、裁判官または検察官は、職権または当事者の要請により、翻訳または

通訳が正確性に関して相当な保証を提供していないと判断した場合、必要な確認の実施を命じることができ、必要に応じて、新しい翻訳者または通訳者を任命するよう命じる。同様に、通訳が正確さに関して相当な保証を提供していないと判断する聾者または聴覚障害者は、新しい通訳者の任命を要求できる。

(本条の最終改訂。2015年)

第125条 ① 通訳または翻訳者の援助が必要となる状況が明らかな場合、裁判所長または裁判官は、職権で、または被疑者または被告人の弁護士の請求により、被疑者または被告人が審理が行われる公用語を十分に知っているか、また、理解するかどうかを確認する。必要に応じて、前条の規定に従って通訳者または翻訳者の任命を命じ、どの文書を翻訳すべきかを決定する。

② 弁護側が必須と考える文書または文書の一節の通訳または翻訳の権利を拒否する裁判官または裁判所の判断、または、通訳または翻訳の質の欠如に関する弁護側からの苦情を拒否する判断は、書面で文書化される。

判断が口頭審理裁判中になされた場合、被疑者または被告人の弁護側は、その抗議を裁判調書に記録できる。

本法の規定に従って、これらの裁判所の判断に対して不服申立てできる。

(本条の最終改訂。2015年)

第126条 第123条で言及される権利の放棄は、明示的かつ自由意志によるものでなければならず、被疑者または被告人にその放棄の結果を理解させ得るほど十分かつアクセスできる法的助言を受けた後に行われる場合にのみ有効となる。いずれにしても、第123条第1項のa)およびc)に係わる権利は放棄できない。

(本条の最終改訂。2015年)

第127条 前数条に含まれる規定は、口頭コミュニケーションの支援手段に頼ることができる感覚障害者にも適用される。

(本条の最終改訂。2015年)

第128条から第140条まで (削除)

(本条の削除。1996年)